

学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業
実施要綱

令和5年10月13日
初等中等教育局長決定

1 目的

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）については、不登校児童生徒の個々の状況に応じた柔軟な教育課程の編成が可能であり、自己肯定感や進学意欲の向上等、不登校児童生徒の社会的自立を図る上で一定の成果を果たしている。また、令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指すこととしており、その設置の促進が急務となっている。

一方で、学びの多様化学校の制度や運営に関する知見等が十分に自治体等の設置者に浸透しておらず、設置が進まない原因の一つとなっている。

そのため、文部科学省において、学びの多様化学校の設置に関わった者や長年学校の運営・教育活動に携わり、専門的な知見や実践に携わった実績を有する者を「学びの多様化学校マイスター」として委嘱し、学びの多様化学校の設置を希望する教育委員会・学校法人等（以下、「教育委員会等」という。）に派遣することにより、全国的な制度の普及や設置促進を図る。

2 任務

(1) 学びの多様化学校マイスターは、学びの多様化学校の設置を検討している教育委員会等及び学びの多様化学校は設置したが、運営等に課題を抱えている教育委員会等からの派遣要請に応じて、専門的知見による個別の助言や相談会を行ったり、教育委員会等の職員、教職員、地域住民に対する説明会、優良事例の共有等を積極的に実施し、学びの多様化学校の設置に必要な働きかけを行う。また、学びの多様化学校の設置・運営等に携わった経験を活かし、校内教育支援センターを始めとした多様な学びの場の確保に必要な助言を行う。

(2) 学びの多様化学校マイスターは、文部科学省とともに、全国の教育委員会等において学びの多様化学校の設置促進が図られるよう、文部科学省主催の会議における講師を務める等、広報・周知活動を積極的に行う。

3 委嘱

学びの多様化学校マイスターは、次の要件を満たす者の中から文部科学省が委嘱する。

- (1) 不登校児童生徒への支援や関係法令等に関する豊富な知識を有し、教育活動や支援の実践に携わった実績のある者（医療、心理、福祉的な観点からの実績をもつ者を含む）。
- (2) 学びの多様化学校の設置準備及び設置に携わった経験がある、もしくは長年学びの多様化学校の運営や教育活動に携わった経験や実績のある者。
- (3) 文部科学省等と連携して、全国における学びの多様化学校設置のための意識啓発や広報活動に協力できる者。

4 任期

学びの多様化学校マイスターの任期は、承諾の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 遵守事項

学びの多様化学校マイスターは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学びの多様化学校マイスターは、文部科学省から委嘱を受けていることを踏まえ、文部科学省及び学びの多様化学校マイスターの信用を傷つけ、又は、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 学びの多様化学校マイスターは、立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。
- (3) 学びの多様化学校マイスターは、自らの活動状況について、別に定める様式等により文部科学省に随時報告する。また、課題共有及び課題解決に向けた対策会議等に参画する。
- (4) 学びの多様化学校マイスターは、教育委員会等や地域の動向等を積極的に把握し、地域の課題や優良事例等、全国における学びの多様化学校設置推進に資する情報を文部科学省に提供する。

6 遵守事項

文部科学省は、学びの多様化学校マイスターから辞任の申し出があった場合のほか、上記5の遵守事項に反する相当な事由が認められる場合は、解嘱することができる。

7 旅費及び謝金

学びの多様化学校マイスターが文部科学省の依頼により活動を行う場合は、原則として文部科学省が旅費及び謝金を支給する。

8 その他

- (1) 派遣実施期間、教育委員会等からの派遣依頼方法等の詳細については別に定める。

(2) 学びの多様化学校マイスターに関する庶務は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課において処理する。